



2019年6月24日

各 位

会 社 名 住友理工株式会社  
代表者名 社長 松井 徹  
(コード：5191、東証・名証第1部)  
問合せ先 広報 IR 部長 富田 美貴  
(TEL. 052-571-0259)

## 当社に対する訴訟の判決に関するお知らせ

マツダ株式会社（以下、マツダ社）が当社を被告として提起していた損害賠償請求訴訟（以下、本件訴訟）において、2019年6月24日、広島地方裁判所より判決の言い渡しがあり、当社の主張が認められましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

本件訴訟は、マツダ社製乗用車3車種でパワーステアリング装置の不具合が発生したため、同社がリコール等の市場改善措置等を実施した件について、マツダ社が、不具合の原因は当社が納入した部品にあるとして、当社に対し、訴額162億7013万1143円の損害賠償請求訴訟を提起していたものです。

マツダ社は、本件訴訟に先立つ2012年2月に、当社に対して不具合の責任が当社にあると認め、損害賠償の支払協議に応じるよう求める調停を広島簡易裁判所に申立てましたが、当事者間で合意成立の見込みがなかったため、2014年5月に調停不成立となりました。その後、マツダ社は2014年6月5日に本件訴訟を提起し、当社は本件訴訟において、当社が納入した部品は不具合の発生原因ではないと主張してまいりました。

#### 2. 訴訟を提起した当事者

- (1) 商号：マツダ株式会社
- (2) 所在地：広島県安芸郡府中町新地3-1
- (3) 代表者の役職・氏名：代表取締役 小飼雅道（訴訟提起当時）

#### 3. 判決のあった年月日および裁判所

- (1) 判決日：2019年6月24日
- (2) 裁判所名：広島地方裁判所

#### 4. 判決の内容

判決は、当社が納入した部品が不具合の原因であるとする原告マツダ社の主張は理由がなく、原告の請求を棄却するとの内容でした。

#### 5. 今後の見通し

本判決では公正かつ妥当な判断が示されたものと考えております。なお、本判決による当社の業績への影響はありません。また、今後の事態の推移によって適時開示が必要になった場合には、速やかに開示いたします。

以 上